

## 中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
河川事業	よしのがわ 吉野川水系大岡川浄化事業 四国地方整備局 とおおかがわ (徳島県 徳島市)	現状分析、今後の状況予測等から総合的に判断して事業中止が妥当。
	むらたがわ 村田川広域基幹河川改修事業 千葉県 ちばけん いちはらし (千葉県 市原市等)	流域の市街化状況や開発調整池の恒久化など社会情勢の変化により事業を中止する。
ダム事業	おがわらこ 小川原湖総合開発事業 東北地方整備局 あおもりけん みざわし (青森県 三沢市等)	小川原湖総合開発事業に参画している、国営及び県営のかんがい用水、上水道、工業用水道については、利水要望(かんがい)、ダム使用権設定申請(上水道、工業用水道)の取り下げが国土交通省に出されたため、総合開発事業が成り立たないことから、小川原湖総合開発事業を中止する。
	わたらせ 渡良瀬遊水池総合開発 (期)事業 関東地方整備局 とちぎけん おやまし (栃木県 小山市等)	治水の必要性は高いものの現段階において利水予定者の事業参画の意思表示がないため、特定多目的ダム事業としての同事業を中止する。なお、治水対策については別途検討。
	きよつがわ 清津川ダム建設事業 北陸地方整備局 にいがたけん ゆざわまち (新潟県 湯沢町)	「治水面では、信濃川流域における治水安全度の向上が必要かつ重要であるが河川整備の優先順位が不明確であること、また利水面では、現時点で直ちに大規模な水資源開発を行う緊急性は薄いと考えられることから、清津川ダムの実施計画調査は中止することが適当である」という清津川ダム専門委員会の答申を最大限尊重し、清津川ダム実施計画調査を中止する。
	きいにゅうがわ 紀伊丹生川ダム建設事業 近畿地方整備局 わかやまけん はしもとし (和歌山県 橋本市等)	治水・利水上の必要性はあるものの、社会経済情勢の変化に伴う水需要計画の変更によりスケールメリットが低下するとともに、環境面に配慮し、総合的に判断して事業を中止する。
	たかはがわ 高梁川総合開発事業 中国地方整備局 おかやまけん ふなおちょう (岡山県 船穂町等)	治水の必要性は高いものの、社会情勢の変化に伴う岡山県全体の水供給計画の見直しにより、利水関係3団体が参画を取り止めたため、多目的ダム建設事業としての継続が困難となった。このため、高梁川総合開発事業としては、中止が相当であるが、高梁川並びに小田川の治水対策は必要である。
	くりばらがわ 栗原川ダム建設事業 水資源開発公団 ぐんまけん とねむら (群馬県 利根村)	治水及び利水安全度の低下をカバーする対策の必要性は高いものの、現段階において利水予定者から事業参画の意志表示がないため事業を中止する。 なお、治水及び計画を見込んでいる利水安全度の低下をカバーする対策については、別途検討する。
	にゅうがわ 入川ダム建設事業 新潟県 にいがたけん あいかわまち (新潟県 相川町)	ダム建設予定地に存在する旧鉱山跡地の対策工事費が大幅に増加するほか、水需要量の減少により利水としてのダム事業の緊急性が薄れたため事業を中止する。
	おおやはらがわ 大谷原川生活貯水池建設事業 茨城県 いばらきけん ななかいむら (茨城県 七会村)	地質調査の結果により他の治水代替案が経済的有利となること、及び、社会情勢の変化により利水についての水需要が減少するとともに代替水源の確保が見込まれることから中止する。

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業	ゆどまる 湯道丸ダム建設事業 富山県 (とやまけん おやべし 富山県 小矢部市)	地質上の課題が判明し、ダム方式よりも河川改修単独方式が経済性の観点から有利であるという理由から「休止」とした県の対応方針を踏まえ国庫補助を中止する。
	くらかわ 黒川ダム建設事業 富山県 (とやまけん おおやままち 富山県 大山町)	河川改修より黒川ダム建設方式が有利であるが、さらに経済性の観点から熊野川ダム再開発方式が有利であるという理由から「休止」とした県の対応方針を踏まえ国庫補助を中止する。
	いせじかわ 伊勢路川ダム建設事業 三重県 (みえけん なんせいちょう 三重県 南勢町)	利水者の計画見直しにより、水需要量の減少が見込まれること及び、詳細な地質調査の結果により工事費の大幅な増加が見込まれるといった状況の変化とそれらの要因によって事業の投資効果が認められなくなったことから、事業中止とする。
	なんたん 南丹ダム建設事業 京都府 (きょうとふ そのべちよう 京都府 園部町)	利水上は、ダムによる水道用水確保の必要性がなくなり、治水上は、河川改修により緊急性の高い所から段階的に対応していくのが妥当と判断し、ダム事業は中止する。
	おおはらがわ 大原川生活貯水池建設事業 岡山県 (おかやまけん みまさかちよう 岡山県 美作町)	ダムによる新規水道水源確保の必要性がなくなったこと、及び利水撤退によるスケールメリットの低下に伴って投資効果が得られなくなったことから、事業を中止する。
	なかやまがわ 中山川ダム建設事業 愛媛県 (えひめけん たんばらちよう 愛媛県 丹原町)	利水者が事業に不参加の意向となり、ダム事業の緊急性が薄れてきたことから、国庫補助を中止する。
砂防事業	いぬなきがわ 犬鳴川砂防事業 大阪府 (おおさかふ いずみさのし 大阪府 和泉佐野市)	一体的に整備する計画であった地元泉佐野市による周辺整備計画が財政事情の悪化により中断しており、当該砂防事業に対する地元のニーズも低下しているため、ソフト対策を講じることとし、事業を中止する。
海岸事業	こうべこう 神戸港海岸 須磨地区 海岸環境整備事業 神戸市 (ひょうごけん こうべし 兵庫県 神戸市)	地元関係者、関係事業との調整に時間を要することより、緊急時にハード・ソフト対策等他の応急策による防護を講じることとし、事業を中止する。
	させぼこう 佐世保港海岸 日野地区 高潮対策事業 佐世保市 (ながさきけん させぼし 長崎県 佐世保市)	地権者から工事の同意が得られず、調整に一定の期間を要し、今後の事業進捗の見通しが立たないため、緊急時にハード・ソフト対策等他の応急策による防護を講じることとし、事業を中止する。
街路事業	とうじんまちふち 唐人町測線(佐賀中央地区) 佐賀市 (さがけん さがし 佐賀県 佐賀市)	大型物件の移転先や多数の権利関係者の処理などの大きな課題が残っており、補償費も莫大な費用が見込まれるため、厳しい市の財政状況の中で事業の継続が困難となり、事業を中止する。
市街地再開発事業	がまごおり 蒲郡駅西地区 蒲郡市 (あいちけん がまごおりし 愛知県 蒲郡市)	再開発がこれ以上長期化することは、土地資産額の減少による事業採算性の低下を招き、事業の成立自体を危うくする恐れがあるため、事業の中止と判断する。

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
市街地再開発事業	あいおい 相生駅前Aブロック地区  相生市  ひょうごけん あいおいし (兵庫県 相生市)	予定していた核店舗の撤退により事業計画の変更をせざるを得なくなった。駅前に相応しい新たな都市機能の導入も含め事業計画を見直すには権利者はもとより市民の意見を十分に聞く必要があることから、新しい計画が策定されるまでやむを得ず一旦補助事業を休止する。
	たいしゅうまち 大正町1丁目地区  大牟田市  ふくおかけん おおむたし (福岡県 大牟田市)	当該地区の都市機能の更新の必要性は依然としてあるものの、キーテナントの民事再生法適用、保留床処分先のTMOの解散を受け、施行者が解散決議を行ったことから、施行の見通しがたたないため、事業を中止する。
	ちゅうおうきた 中央北地区(住宅街区整備事業)  中央北地区住宅街区整備組合  ひょうごけん かわにしし (兵庫県 川西市)	急激な経済環境の変化により、当初想定された中高層住宅の需要が見込めなくなったという理由から「休止」とした県の対応方針を踏まえ国庫補助を中止する。
港湾整備事業	おたるこう ほんこう 小樽港 本港地区  多目的国際ターミナル 整備事業  北海道開発局  ほっかいどう おたるし (北海道 小樽市)	残事業の航路・泊地浚渫土砂について、当初受け入れを予定していた埋立地の事業化が直ぐには見込まれず、代替措置として内陸処分とした場合は費用が増大し、それに見合う効果が見込まれないこととなるため、暫定供用した現状で一旦完了させ引き続き供用することとし、残事業を中止とする。
	まんせきせ とこうろ 万関瀬戸航路  開発保全航路整備事業  九州地方整備局  ながさきけん みつしまちょう (長崎県 美津島町)	当該航路を利用する予定であった船舶の主要貨物(海砂)の需要が、環境保全の見地から抑制され(長崎県条例)、また、地元より要請された環境対策工法の採用により事業費が増大することから、費用に見合った効果が見込めなくなったため、事業を中止する。
	いしがきこう ほんこう 石垣港 本港地区  避難泊地整備事業  沖縄総合事務局  おきなわけん いしがきし (沖縄県 石垣市)	沖縄本島と石垣、宮古島間の連絡貨客船等を対象にした避難泊地を平良港に集約することとし、石垣港の港湾計画を改訂。石垣港における避難泊地の整備を中止する。
	ねずがせきこう ねずがせき 鼠ヶ関港 鼠ヶ関地区  マリーナ整備事業  山形県  やまがたけん あつみちょう (山形県 温海町)	マリーナの拡張の緊急性が低下したため、事業を中止する。但し、現施設のマリーナ利用船舶の安全対策を別途講ずる。
	かしわざきこう かしわざき 柏崎港 柏崎地区  多目的国際ターミナル 整備事業  新潟県  にいがたけん かしわざきし (新潟県 柏崎市)	木材需要ならびに原木から製材への輸入形態の変化等に伴い、当面大型船舶の入港が見込めなくなったため、事業を中止する。
港湾整備事業	ふくいこう ぶくいちゅうおう 福井港 福井中央地区  国内物流ターミナル整備事業  福井県  ふくいけん みくにちょう (福井県 三国町)	当面港湾利用型の企業立地が見込めず、施設整備の必要性がなくなったことから、事業を中止する。

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
	ふくいこう ふくいちゅうおう 福井港 福井中央地区 港湾緑地整備事業 福井県 (ふくいけん みくにちよう 福井県 三国町)	当初想定していた需要が見込めなくなり、施設整備の必要性が少なくなったことから、事業を中止する。
	ふけこう ふけ 深日港 深日地区 防波堤整備事業 大阪府 (おおさかふ みさきちよう 大阪府 岫町)	フェリー航路が廃止され、港湾施設の利用計画を再検討する必要が生じたため、事業を中止する。
	させぼこう あいら 佐世保港 相浦地区 航路・泊地整備事業 佐世保市 (ながさきけん させぼし 長崎県 佐世保市)	水産品や砂砂利等の取り扱い品の分離のための港湾施設の再編のため、港湾計画を改訂し、当該施設について増深の必要性が無くなったため、事業を中止する。
	とくぢこう エキスポ地区 渡久地港 エキスポ地区 旅客対応ターミナル整備事業 沖縄県 (おきなわけん もとぶちよう 沖縄県 本部町)	那覇港、伊江島、本部町を結ぶ高速旅客船航路の廃止により、施設整備の必要性が無くなったため、事業を中止する。
住宅宅地関連 公共施設等総 合整備事業	やま てせんほか 山の手線外 1 広島市 (ひろしまけん ひろしまし 広島県 広島市)	補助の前提となる住宅宅地事業の進捗が当面見込めないため事業を中止する。
密集住宅市街 地整備促進事 業	おおくぼ ひやくにんちよう 大久保・百人町地区密集住宅 市街地整備促進事業 新宿区 (とうきょうと しんじゅく 東京都 新宿区)	事業地区内で自力更新が進んだことにより、事業地区の不燃領域率が70%を超え、整備の緊急性が低下したため、事業を中止する。
下水道事業	しいばそん 椎葉村 特定環境保全公共下水道事業 椎葉村 (みやざきけん しいばそん 宮崎県 椎葉村)	処理場予定地の地質の詳細調査及び造成地検討の結果、支持地盤として不相当であり、新たに擁壁工等が必要となり、事業費が約1.5倍に増額した。その結果費用効果分析結果が不成立となり、また処理場代替地もないことから、下水道事業の中止を判断した。
地域振興整備 公団事業	いわき市おなはますみよし いわき市小名浜住吉地区 (地方都市開発整備事業) 地域振興整備公団 (ふくしまけん 福島県いわき市)	軟弱地盤対策による事業費の増高のため、採算性の確保が困難、また、小名浜地区全体として流通拠点を含む土地利用のあり方について新たに検討を行っていることなど、総合的に検討した結果、事業主体としての公団の本事業継続は中止。